

# プライバシーマーク制度委員会への 再異議の申出に関する手順



一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
プライバシーマーク推進センター

## 改廃履歴

版	制定・改定日	改定箇所・理由	施行日
1.0	平成 22 年 10 月 15 日	「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」の全面改正に伴い、改定第 1 版とする。	平成 23 年 3 月 1 日
1.1	平成 23 年 4 月 1 日	組織名変更を反映	平成 23 年 4 月 1 日
1.2	2019 年 6 月 27 日	産業標準化法（JIS 法）改正に伴い、用語を修正する。	2019 年 7 月 1 日

## 目次

1. 趣旨 .....	1
2. 定義 .....	1
3. 申出 .....	1
3.1 事務 .....	1
3.2 申出の方法 .....	1
3.3 受理 .....	1
3.4 申出の取下げ .....	1
4. 審査手続き .....	1
4.1 調査 .....	1
4.2 参考人 .....	2
4.3 決定 .....	2
5. 申出に対する対応通知 .....	2
6. 終結 .....	2
7. 記録の保管 .....	2
8. 機密保持 .....	2
9. 改正 .....	2
様式 1 .....	3
様式 2 .....	4
様式 3 .....	5

本頁は空白です。

## 1. 趣旨

プライバシーマーク制度委員会（以下「制度委員会」という。）による「プライバシーマーク制度基本綱領」（以下「基本綱領」という。）第12条第2項に定める再異議の申出の処理は、この手順の定めるところによる。

## 2. 定義

この手順で使用する用語は、基本綱領及び日本産業規格 JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」において使用する用語の例による。

## 3. 申出

### 3.1 事務

申出に関する事務は、事務局が行う。

### 3.2 申出の方法

再異議を申し出る者（以下「申出者」という。）は、「プライバシーマーク制度に係る再異議申出書」（様式1）により、再異議の申出の対象とする決定の写しを添えて、事務局に申出なければならない。

申出は、持参又は送付の方法によって受付ける。送付の場合には送付記録が残る方法で行うものとする。

### 3.3 受理

事務局は再異議申出書について次に掲げる事項を確認し、不備がない場合は申出を受理し「再異議申出受理通知書」（様式2）をもって通知する。

- a) 申出の事項が、申出の対象となること
- b) 申出者は、決定を受けた当事者であること
- c) 再異議申出書の到着日が、申出の対象となった決定を通知した書面の日付から1ヶ月以内であること

事務局は、再異議申出書に不備が発見された場合は理由を付して申出者に補正を求めることができる。

### 3.4 申出の取下げ

申出者は、申出をいつでも書面により取下げることができる。ただし、一度取下げた申出は、3.3のc)に定める期間内であっても、再度申出することはできない。

## 4. 審査手続き

### 4.1 調査

制度委員会は、いつでも、申出の対象となる決定を行ったプライバシーマーク付与機関（以下「付与機関」という。）、プライバシーマーク指定審査機関、プライバシーマーク指定研修機関又はプライバシーマーク指定審査員登録機関（以下「再異議対象機関」という。）から資料の提出

を求めることができる。

#### 4.2 参考人

制度委員会は、必要があると認めるときは、申出者、再異議対象機関又は外部専門家から意見を求めることができる。

#### 4.3 決定

制度委員会は、申出を受理した日から3ヶ月以内に決定するように努めるものとする。

#### 5. 申出に対する対応通知

制度委員会は、再異議申出に対する決定を、決定をした日から1ヶ月以内に「再異議申出対応通知書」（様式3）をもって申出者に通知する。

事務局は、申出に対する決定を、申出の対象となった決定を行った再異議対象機関に通知する。

#### 6. 終結

申出に対する「再異議申出対応通知書」の送付をもって、当該申出については終結したものとする。

#### 7. 記録の保管

事務局は、以下の記録を保管する。

- a) 再異議申出書
- b) 再異議申出受理通知書
- c) 再異議申出対応通知書
- d) その他関連する記録

#### 8. 機密保持

付与機関の従業者は、申出に係る業務により知り得た内容を、第三者に開示してはならない。また当該業務以外の目的に利用してはならない。

#### 9. 改正

この手順の改正は、プライバシーマーク付与機関が行う。

## 様式 1

年 月 日

## プライバシーマーク制度に係る再異議申出書

プライバシーマーク制度委員会 殿

プライバシーマーク制度基本綱領第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり再異議申出書を提出いたしますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い致します。

## 記

## 1. 申出者

事業者名： \_\_\_\_\_

事業者の所在地： \_\_\_\_\_

代表者名：（記名及び登録されている代表者印の捺印） \_\_\_\_\_

付与番号：（プライバシーマーク付与事業者の場合記入） \_\_\_\_\_

## 2. 担当者連絡先

担当者の氏名： \_\_\_\_\_

担当者の所属・役職： \_\_\_\_\_

担当者が所属する事業所の所在地： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_

電子メールアドレス： \_\_\_\_\_

## 3. 再異議の申出の対象とする決定の写し（別添）

## 4. 申出の理由

(別紙として添付することも可)

以上

**様式 2**

## 再異議申出受理通知書

殿

年 月 日発行  
プライバシーマーク制度委員会

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。 貴殿から下記のとおり再異議申出書を  
受理いたしましたのでお知らせいたします。

本件に関しては、「プライバシーマーク制度委員会への再異議の申出に関する手順」に基づい  
てお取扱い致します。

敬具

記

項目	内容
受理日	年 月 日
件名	
今後の処理	

以上



## 様式 3

## 再異議申出対応通知書

殿

年 月 日発行  
プライバシーマーク制度委員会

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

過日貴殿から受理いたしました再異議の申出の取り扱いにつきまして、下記の通り決定いたしましたのでお知らせいたします。

敬具

## 記

項目	内容
受理日	年 月 日
件名	
再異議申出の内容	
再異議に対する決定	
決定の理由	

以上

一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
プライバシーマーク推進センター

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目9番9号

六本木ファーストビル

Tel: 03-5860-7563

Fax: 03-5573-0562

URL: <https://privacymark.jp/>